

## 令和8年度深浦町の保育所等の保育料について

このことについて、令和8年度4月以降の保育料を算定しましたので通知します。

令和元年10月から、教育・保育無償化が始まり、3歳以上児と非課税世帯の0～2歳児の保育料は無償となっております。また、町独自の取組みとしても、第3子以降の保育料を全階層無料しております。その他、国の施策として、低所得世帯※について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、当該世帯のひとり親等についても、負担軽減措置を拡大して実施しております。

※低所得世帯とは？・・・町民税所得割 77,101 円未満（保育料階層第7階層以下）  
ただし、保育認定の2人親世帯は町民税所得割 57,700 円未満（第6階層以下）の世帯をいいます。

（低所得世帯のうちひとり親世帯等の保育料を減額）

ひとり親世帯等※のうち、町民税所得割 48,600 円未満（第5階層以下）の場合、1,000 円の減額に加え第1子は半額、第2子は無料で、町民税所得割 48,600 円以上 77,101 円未満（第6・7階層）の場合、第1子は半額、第2子は無料となります。

※ひとり親世帯等・・・母子、父子家庭や障害者（児）のいる世帯等、軽減される世帯

（低所得世帯のきょうだいの軽減対象を拡大）

低所得世帯における多子計算の算定対象については、生計が同一のきょうだいを最年長から順に第1子、第2子と数えます。



### 〔保育料の算定について〕

保育料は、児童と同一世帯に属して生計を一つにしている父母または祖父母等の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）の令和7年度町民税により令和8年4月～8月分保育料を算定し、令和8年度町民税によって、令和8年9月～令和9年3月分保育料を算定します。

家計の主宰者（生計を維持する中心となる人）については、父母の所得状況やお子さんを税算定上の扶養控除の対象としているか等を総合的に判断し決定します。

#### ○お子さんと同一世帯に属している扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される基準

- （1）祖父母等がお子さんを住民税算定上扶養控除の対象としているとき。
- （2）父母の合計年収額が、社会通念上の水準を超えない場合は、祖父母等が最多所得または最多納税者であるとき。
- （3）祖父母等がお子さんを健康保険等において扶養親族としているとき。
- （4）上記により判断し難い場合は、状況等を総合的に勘案し判断します。

（裏面につづく）

## 【注意】

※ 同一世帯とは、住所と生計を同じくして一緒に生活を営んでいる世帯のことで、住民票上の内容とは必ずしも一致しません。住民票が別々であっても、同居していれば同一世帯とします。

「二世帯住宅」や「離れ」等の別棟に住んでいる場合も、家計が完全に分離されていなければ同一世帯とします。

※ なお、保育料算定の基礎となる町民税額については、次の税額控除等は適用されません。  
**配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得をする前の金額**



## 【保育料の納付について】

保育料の納付先は施設によって異なります。

○認定こども園をご利用の場合は、施設へ納付してください。

○保育園をご利用の場合は、深浦町へ納付してください。口座振替の手続きは各金融機関から申込みできます。

◇おかず代（副食費）、ごはん代（主食費）は町の事業により無料となります。

## <保育の必要量について>

2号認定・3号認定を受ける方は、更に父母の就労時間や保育を必要とする理由に応じて、施設を利用できる時間が以下のように「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

4月以降に「保育を必要とする理由」の変更がありましたら、速やかに福祉課または利用施設にご報告ください。（区分が変更されると保育料も変更となるため）

保育を必要とする理由	保育標準時間	保育短時間
就労	就労時間が月120時間以上	就労時間が月120時間未満
育児休業中の継続利用	×	○
妊娠・出産	○	希望により○
疾病・障害	○	希望により○
介護・看護	介護看護時間が月120時間以上	介護看護時間が月120時間未満
災害復旧、その他	○	希望により○
就学・職業訓練	就学時間が月120時間以上	就学時間が月120時間未満
求職活動	×	○

※父母の状況によって保育標準時間認定を受けられる場合でも、希望に応じて保育短時間認定での利用も可能です。また、どうしても認定された時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、各施設での延長保育を利用することとなります。

問合せ先 福祉課 子育て支援係 TEL:74-2117 内線142



## 令和8年度 深浦町保育料表【保育標準時間（2・3号）認定】

〔4～8月分保育料：令和7年度町民税により算定 9～3月分保育料：令和8年度町民税により算定〕

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		月額保育料（単位：円）					
階層区分	定 義 ※保護者等の課税額の合計を基準にします。	第1子※1		第2子※2 注：7階層からはこれまで通り、同時入所2人目で算定します		第3子以降※3	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
			ひとり親世帯等		ひとり親世帯等		
1	生活保護世帯	0	0	0	0	全階層無料	
2	町民税非課税世帯	0	0	0	0		
3	均等割のみ課税世帯	8,700	3,850	4,350	0		
4	町民税所得割額5,000円未満	9,700	4,350	4,850	0		
5	48,600円未満	10,700	4,850	5,350	0		
6	57,700円未満	13,500	6,750	6,750	0		
7	77,101円未満	15,000	7,500	7,500	0		
8	97,000円未満	16,500		8,250			
9	114,000円未満	20,700		10,350			
10	139,000円未満	25,000		12,500			
11	169,000円未満	29,000		14,500			
12	301,000円未満	32,000		16,000			
13	349,000円未満	34,000		17,000			
14	397,000円未満	38,000		19,000			
15	397,000円以上	43,000		21,500			

- ※1 「第1子」の保育料は、小学校就学前の子どものうち最も年長の子どものが保育園等を利用する場合、該当子どもに適用されます。
- ※2 「第2子」の保育料は、同一世帯において、保育園等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、2番目に年長の子どものが保育園等を利用する場合に、該当子どもに適用されます。
- ※3 「第3子以降」の保育料は、同一世帯において、子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、3番目以降に年長の子どものが保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます。（申請が必要です。）
- ※1～3について、ひとり親世帯等のうち町民税所得割 77,101 円未満の場合、ひとり親世帯以外の世帯のうち町民税所得割 57,700 円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どものから順にカウントします。

## 令和8年度 深浦町保育料表【保育短時間（2・3号）認定】

〔4～8月分保育料：令和7年度町民税により算定 9～3月分保育料：令和8年度町民税により算定〕

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		月額保育料（単位：円）					
階層区分	定 義 ※保護者等の課税額の合計を基準にします。	第1子※1		第2子※2 注：7階層からはこれまで通り、同時入所2人目で算定します		第3子以降※3	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
		ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等		
1	生活保護世帯	0	0	0	0	全階層無料	
2	町民税非課税世帯	0	0	0	0		
3	均等割のみ課税世帯	8,500	3,750	4,250	0		
4	町民税所得割額5,000円未満	9,500	4,250	4,750	0		
5	48,600円未満	10,500	4,750	5,250	0		
6	57,700円未満	13,200	6,600	6,600	0		
7	77,101円未満	14,800	7,400	7,400	0		
8	97,000円未満	16,300		8,150			
9	114,000円未満	20,400		10,200			
10	139,000円未満	24,600		12,300			
11	169,000円未満	28,600		14,300			
12	301,000円未満	31,500		15,750			
13	349,000円未満	33,500		16,750			
14	397,000円未満	37,400		18,700			
15	397,000円以上	42,300		21,150			

※1 「第1子」の保育料は、小学校就学前の子どものうち最も年長の子どものみが保育園等を利用する場合、該当子どもに適用されます。

※2 「第2子」の保育料は、同一世帯において、保育園等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、2番目に年長の子どものみが保育園等を利用する場合に、該当子どもに適用されます。

※3 「第3子以降」の保育料は、同一世帯において、子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、3番目以降に年長の子どものみが保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます。（申請が必要です。）

※1～3について、ひとり親世帯等のうち町民税所得割 77,101 円未満の場合、ひとり親世帯以外の世帯のうち町民税所得割 57,700 円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どものみから順にカウントします。